

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【会社名】	株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
【英訳名】	Japan Tissue Engineering Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小澤 洋介
【本店の所在の場所】	愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1
【電話番号】	0533(66)2020(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 大林 正人
【最寄りの連絡場所】	愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1
【電話番号】	0533(66)2020(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 大林 正人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 540,000,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 7,380,000,000円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	18,000個
発行価額の総額	540,000,000円
発行価格	新株予約権 1個当たり30,000円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成26年3月28日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
払込期日	平成26年3月31日
割当日	平成26年3月31日
払込取扱場所	蒲郡信用金庫 本店営業部

(注) 1. 平成26年2月14日開催の取締役会決議に基づき発行するものであり、平成26年3月27日開催予定の臨時株主総会による承認が条件となります。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## ( 2 ) 【新株予約権の内容等】

1. 本新株予約権の名称	株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング第6回新株予約権（第三者割当） （以下、「本新株予約権」という。）
2. 申込期間	平成26年3月28日
3. 割当日	平成26年3月31日
4. 払込期日	平成26年3月31日
5. 募集の方法	第三者割当の方法により、すべての本新株予約権を富士フィルム株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類および数	<p>(1) 本新株予約権の目的である株式の種類および総数は、当社普通株式18,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1株とする。）。ただし、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(2) 当社が第10項の規定にしたがって行使価額（第9項第(1)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行う場合、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨およびその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数ならびにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、第10項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
7. 本新株予約権の総数	18,000個
8. 各新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり30,000円（総額540,000,000円）
9. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	<p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使価額は、当初380,000円とする。ただし、行使価額は第10項に定める調整を受ける。</p>
10. 行使価額の調整	<p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合または変更が生じる可能性がある場合には、次の算式（以下、「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、および会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、または、かかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 株式の分割により普通株式を発行する場合  
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- 下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行または付与する場合  
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降または（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る金額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- 本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。
- $$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外においても次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき</p> <p>その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨およびその事由、調整前行使価額、調整後行使価額ならびにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
11. 本新株予約権を行使することができる期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。
12. 本新株予約権の行使の条件	本新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。
13. 本新株予約権の譲渡制限	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、本新株予約権が、本新株予約権に係る新株予約権者が支配している会社、当該新株予約権者を支配している会社またはかかる会社により支配されている他の会社に譲渡される場合には、当社取締役会は当該譲渡を承認するものとする。なお、ある会社の「支配」とは、当該会社の総株主または総社員の議決権の過半数を直接または間接に保有することをいう。
14. 本新株予約権の取得	当社は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の5連続取引日の単純平均値が行使価額の200%を上回った場合において、当該5取引日の最終日から10営業日以内に当社取締役会が決議したときは、会社法第273条および第274条の規定にしたがって14取引日前に通知した上で、当社取締役会の定める取得日に本新株予約権1個当たり、払込金額と同額（30,000円）で本新株予約権者の保有する新株予約権の全部または一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金および資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法	<p>(1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</p>

	(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。
17. 新株予約権証券の不発行	当社は本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由	本発行要項および割当予定先との間で締結する予定の新株予約権引受契約書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動および株式保有動向等について一定の前提を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準のコストの発生を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を30,000円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載の通りとした。
19. 行使請求受付場所	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所	蒲郡信用金庫 本店営業部
21. 新株予約権行使による株式の交付	当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の5銀行営業日以内の日に振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
22. 効力の発生	上記各項については、平成26年3月27日開催予定の当社臨時株主総会の本新株予約権発行に係る承認決議、および金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
23. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い	本新株予約権の割当日後、会社法その他の法律の改正等、本発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
24. その他	(1) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。 (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
7,380,000,000	15,000,000	7,365,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(540,000,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(6,840,000,000円)を合算した金額です。

3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、または当社が新株予約権を取得消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

4. 発行諸費用の概算額は、株主総会関連費用、弁護士費用、公正価値算定費用です。

## (2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
運転資金： 新パイプライン（再生医療製品）開発	3,265	平成26年4月～平成31年3月
設備資金： 新工場建設 事務所棟建設 研究棟および設備の改修	3,100 (2,200) (700) (200)	(平成29年9月～平成30年3月) (平成27年4月～平成27年10月) (平成28年1月～平成28年6月)
運転および設備資金： 海外事業展開	1,000	平成27年4月～平成31年3月

## (注) 1. 手取金の具体的な使途

当社を取り巻く外部環境は、平成25年4月に再生医療の普及を迅速に進めるための「再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律（略称名：再生医療推進法）」が国会で可決承認され、同年11月には再生医療製品や医療機器の承認手続きを簡素化する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（略称名：医薬品医療機器等法（薬事法等の一部を改正する法律））」、細胞を用いた再生医療を安全で迅速に提供するための「再生医療等の安全性の確保等に関する法（略称名：再生医療等安全性確保法）」が成立するなど大きな変革を遂げつつあります。

このような外部環境の中当社は、手取金の具体的な資金使途を次のように考えております。

## 新パイプラインの開発

当社の我が国初のヒト細胞組織利用製品である自家培養表皮ジェイスは、平成19年10月に厚生労働省により製造承認を取得し、平成21年1月に保険収載されました。同様に自家培養軟骨ジャックは平成24年7月に製造販売承認を取得し、平成25年4月に保険収載されました。当社はこれまで当社財務状況を鑑み、経営資源を前述のジェイス、ジャックの開発および生産・販売拡大に注力してまいりましたが、将来を見据えた成長戦略として当社経営に大きく寄与する製品開発に着手することが中長期的な企業価値向上に繋がるものと考えております。

上記外部環境の変化を勘案の上、新たな収益源を確保することを目指し、新パイプライン開発のための人件費、試験費用等に充当する予定です。

## 新工場・事務所棟の建設および研究棟の改修

平成25年6月26日提出済み当社第15期有価証券報告書の対処すべき課題に記載の通り、当社は、業務拡大と社員数の増加に伴い、事務エリア、共有エリアが大幅に不足してまいりました。今後さらに業務拡大に伴い社員数の増加が見込まれ、その対応が急務となっております。

当社の主力製品となるジャック受注増加と新パイプラインの生産施設を確保するためには現状の設備だけでは不十分であり、新工場の建設が必要と考えております。この事務所棟および新工場建設のための用地買収、建物建設に充当する予定です。

また、築15年を超えた研究棟および設備の老朽化に伴う改修工事にも充当する予定です。

## 海外事業展開

当社は平成22年12月シンガポールに駐在員事務所を開所（その役割を果たしたため平成24年9月閉所）するなど、当社の保有する技術・ノウハウの海外における事業機会を探索してまいりました。

その後も当社は、経済産業省が公募した平成25年度「日本の医療機器・サービスの海外展開に関する調査事業（海外展開の事業性評価に向けた調査事業）」において、申請プロジェクトが採択されるなど、当社は、中国、タイを中心に海外事業展開調査を進めてまいりました。

当社は、国内における再生医療製品の販売および事業開発を最優先と考えるものの、当社においては海外事業展開が今後の企業価値向上のため重要な経営課題と位置付けており、当該海外事業展開に資金を充当する予定です。

2. 当社が想定する通りに本件新株予約権の行使が行われない場合は、資金使途の内容及び支出予定時期の見直しを図るとともに他の資金調達方法を検討いたします。その場合当社は、当社企業価値の向上に直接寄与すると考えられる 新製品パイプライン開発、売上拡大および利益獲得に寄与すると考えられる 新工場建設を優先する予定です。

事務所棟建設および既存する研究棟および設備の改修に関しましては、当社が未だ損失を計上している状況から、経営成績ならびに本件新株予約権の行使状況を勘案し、実施時期を判断いたします。同時に、海外事業展開に関しましては、国内における当事業の進捗、経営資源の配分等の状況を勘案した上で、国毎の事業可能性を承認プロセス毎に慎重に判断していく予定です。海外においても日本国内と同様に再生医療製品事業は、承認プ

ロセスを経る必要があることから一時に資金を必要とするのではなく、進捗状況に合わせた支出を予定していません。

3. 当該資金は、平成26年4月より必要に応じて随時支出する予定であり、支出時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要

名称	富士フイルム株式会社
本店の所在地	東京都港区西麻布二丁目26番30号
代表者の役職及び氏名	代表取締役会長・CEO 古森 重隆 代表取締役社長・COO 中嶋 成博
資本金	40,000百万円
事業の内容	イメージングソリューション(カラーフィルム、デジタルカメラ、光学デバイス、フォトフィニッシング機器、現像プリント用のカラーペーパー、薬品・サービス等)、インフォメーションソリューション(メディカルシステム・ライフサイエンス機材、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、電子材料、インクジェット用材料等)の開発、製造、販売、サービス
主たる出資者及びその出資比率	富士フイルムホールディングス株式会社 100%

#### b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	平成25年9月末現在、当社株式の41.1%を保有する主要株主である筆頭株主、その他の関係会社に該当します。
人事関係	当社の社外取締役のうち、1名が割当予定先の取締役を、1名が従業員を兼務しております。 また、割当予定先より当社へ1名出向中です。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	1百万円程度の軽微な取引関係にあります。



## c 割当予定先の選定理由

当社は、今回の割当予定先との間において平成22年10月、第三者割当増資による資金調達を実施いたしました。また同時に、「資本提携契約書」および「業務提携に関する契約書を締結」し、財務基盤の強化と経営の安定化、ならびに事業シナジーの発揮に努めてまいりました。

当社が本新株予約権の割当予定先に富士フィルムを選定した理由といたしましては、当該割当予定先が「ヘルスケア事業」を今後主要となる事業の一つとして位置付けていること、当社との間で割当予定先の開発する細胞培養足場材を活用した再生医療製品の研究開発委託に関し基本合意し新たなプロジェクトを立ち上げる準備が進んでいること、また当社の課題である財務基盤の強化を図るために必要な資本支援が今後も継続的に可能である点などを総合的に勘案し決定いたしました。富士フィルムは、医療用デジタルX線画像診断システム、内視鏡システム、高機能性材料などを中心に実績と知見を有し、平成20年には当社株主でもあります富山化学工業をグループ会社化し医療・ライフサイエンス分野に進出するとともに、積極的に設備投資、研究開発を進めています。当社は、富士フィルムと研究開発や事業開発においてさらに強力な関係を構築することにより、今後、当社が企業理念に掲げる「再生医療の産業化」に向けてよりシナジーを発揮することができるものと判断いたしました。

## d 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、18,000株です。

## e 株券等の保有方針

当社は割当予定先から、今回の新株予約権行使にて取得する当社株式は、中長期の保有方針である旨の説明を受けております。

## f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先に資金の調達手段が自己資金によるものであることを口頭で確認した上で、割当予定先の平成23年3月期から25年3月期の業績推移情報を入手するとともに、平成25年9月期の財務諸表を入手し、総資産額、純資産額、現金預金金額、当期純利益等の状況を把握いたしました。自己資金の保有状況につきましては、ヒアリングを実施するとともに当座預金、外貨普通預金の銀行預金残高証明書を確認した結果、本件新株予約権の総額を払い込むために必要な自己資金を保有しており問題がないと判断しております。

## g 割当予定先の実態

本新株予約権の第三者割当を行うに当たり、当該割当予定先との面談等の方法により、当該割当予定先が、東証1部上場会社の富士フィルムホールディングス株式会社の100%子会社であり、グループ行動規範において反社会的勢力との企業活動を行わない旨を定めていること等、当該割当予定先のコーポレートガバナンスに関する施策の実施状況について説明を受けることを通じて、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、本新株予約権が、本新株予約権に係る新株予約権者が支配している会社、当該新株予約権者を支配している会社またはかかる会社により支配されている他の会社に譲渡される場合には、当社取締役会は当該譲渡を承認するものとする。なお、ある会社の「支配」とは、当該会社の総株主または総社員の議決権の過半数を直接または間接に保有することをいう。

### 3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の権利行使価額に関しましては、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前営業日までの直近1ヶ月間(平成26年1月14日から平成26年2月13日まで)に株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格の単純平均値388,114円(小数点以下切捨て)を参考に1株当たり380,000円と決定いたしました。当該新株予約権権利行使価額(以下、「権利行使価額」という。)は、当社を取り巻く事業環境、最近の業績、割当新株予約権数等を総合的に勘案し、割当予定先との間における独立した交渉を経て決定いたしました。

権利行使価額は、取締役会決議日までの直近1ヶ月間の終値平均値388,114円(小数点以下切捨て)からは、2.0%のディスカウント率となり、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱に関する指針」に照らしても、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

今回、直前営業日の終値357,000円を算定基礎として適用しなかったことに関しましては、当社株式の過去3ヶ月間における1日当たりの平均出来高が1,185株と当社株式発行総数183,664株の0.6%に相当するのみで流動性が低く、少額の取引高でも株価が大きく変動しやすいことから、特定の一時点を参考にするよりも一定期間の平均値を参考とするのが算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。3ヶ月平均値を算定基礎として適用しなかったことに関しましては、当社株式が平成25年10月以降下げ基調であることおよび、平成26年1月30日発表の「平成26年3月期 第3四半期決算短信(以下、「第3四半期決算短信」という。)」の内容が反映される以前の株価がその算定に大きく影響を及ぼしていることから、当社の現状と乖離がある可能性があるためです。6ヶ月平均値を算定基礎として適用しなかったことに関しましては、当社が平成25年11月13日に発表した「中期経営計画」の内容および「第3四半期決算短信」の内容が反映される以前の株価がその算定に大きく影響を及ぼしており、当社の現状と乖離があるため適切ではないと判断いたしました。結果として1ヶ月平均値を算定基礎として適用いたしましたのは、一定期間の平均株価という平準化された値を基準とすることで客観性が高く合理的であるととともに、3ヶ月、6ヶ月の平均値のような適切ではないと考えられる期間を算入せず適切であると判断したためです。

今回の権利行使価額に係る乖離率は、直前営業日比較6.4%のプレミアムとなるほか、1ヶ月平均比較2.0%、3ヶ月平均比較8.8%、6ヶ月平均比較15.1%のディスカウントとなります。前述の通り適切ではないと判断しています算定期間6ヶ月平均の場合を除き、その他のディスカウント率は全て10%未満となっており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱に関する指針」に照らしてもいわずの有利発行には該当しないものと判断しております。

また、本新株予約権発行価額(以下、「発行価額」という。)に関しまして当社は、専門の第三者評価機関である山田FAS株式会社(住所:東京都千代田区丸の内1丁目8番1号丸の内トラストタワーN館14階、代表取締役社長:浅野公雄)(以下、「山田FAS」という。)に、割当予定先であります富士フィルムは株式会社ブルータス・コンサルティング(住所:東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング30階、代表取締役社長:野口 真人)にそれぞれ独自に算定を委託いたしました。

当社は、山田FAS株式会社の算定結果を基に割当予定先と協議した結果、新株予約権1個当たり30,000円といたしました。

山田FASは、新株予約権の時価評価に際しては、原則としてその引き受け手によってその時価は変わるべきではないと考えており、市場取引ベースの価値(一般投資家が引き受ける際の価値)を基礎として算出することといたしました。しかしながら、本件新株予約権発行においては、当社筆頭株主に対して発行するものであり、割当予定先からは中長期の保有方針であると同っていることから、継続保有ベースの価値という考え方もできます。よって、本新株予約権の評価に当たっては、市場取引ベースの価値と継続保有ベース価値を評価し、それら評価結果の幅の中で当社は、割当予定先と協議の上、発行価額を設定いたしました。

#### [市場取引ベースの価値(発行価額)]

市場取引ベースの価値の算出方法として、モンテカルロ・シミュレーションを用いることとしました。

- 前提条件 -

1. 株価が権利行使価額を上回っている場合、平均行使株数にて平均的に行使する。
2. 株価が買戻し金額を超えた場合、発行会社は発行価額にて新株予約権を買い戻す。

## 〔継続保有ベースの価値（発行価額）〕

継続保有ベースの価値の算出方法として、二項モデルを用いることとしました。

## - 前提条件 -

1．継続保有価値と権利行使価値を比較し、権利行使価値が高ければ期限前行使を行う。

2．株価が買戻し金額を超えた場合、発行会社は発行価額にて新株予約権を買戻す。

このように当該新株予約権に関しましては、当社の株価、当社株式の流動性及び価格変動性（ボラティリティ）、割当予定先の権利行使行動、割当予定先の保有動向等について当社及び割当予定先へのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施しております。

市場取引ベース価値と継続保有ベースの価値に乖離が見られたものの、当社取締役会の判断として、本来市場取引ベース価値が基本であること、および継続保有については富士フィルムの方針であり、それを基に価額設定を押し上げることは合理的でないことから、市場取引ベース価値を算定基礎とし、継続保有ベースの価値を参考として加味する形で発行価額を決定し、割当予定先と合意いたしました。

上述の通り、権利行使価額および発行価額の算定に際しましては、個々に適切な判断過程を経ており、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。

上記の決定にあたっては、本件第三者割当による新株予約権発行に関する取締役会に出席した監査役3名（いずれも社外監査役であり、内1名は独立役員）からは、次の通りの意見を得ております。

本発行のスキームおよび手続きは、定款・法令に照らし、適法・適性に行われている。取締役会においても本件を決定する過程等、経営判断の原則に則った判断がなされており、それを逸脱するものではなかった。

新株予約権の発行価額について評価を行った山田FAS株式会社は、当社および割当予定先と顧問契約関係になく、当社経営陣からも独立していると認められることから、公正な評価が行える第三者評価機関であると言える。

その評価方法について、山田FAS株式会社は一定の条件（株価、権利行使期間、無リスク利率、株価変動性等々）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーション、二項モデルを用いて公正価額を算出しており、算定に係る前提条件および算定方法については適正かつ妥当なものであると判断する。

新株予約権の権利行使価額380,000円は、2月14日の取締役会の決議前1ヶ月、3ヶ月の平均株価と比較すると、1ヶ月平均の株価と比べ97.9%、3ヶ月平均の株価と比べると91.1%と、いずれもディスカウント率は10%以内に収まっており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱に関する指針」に照らして考えても、割当予定先に特に有利な行使価額が設定されているとは言えない。

割当予定先である富士フィルムは、平成22年の第三者割当増資により当社の筆頭株主となって以来、資本・業務提携契約により良好な協力関係を築いている。本件新株予約権を全額行使すれば富山化学工業株式会社を含めたグループ全体では50%を超えることになるが、継続企業の前提に関する疑念払拭、財務基盤の強化、経営基盤の安定化および今後の持続的成長に資するものであり、株主利益を損なうものではないと考える。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当による新株予約権発行により割り当てられる株式に係る議決権の数（本新株予約権がすべて行使された場合当社普通株式18,000株に係る議決権18,000個）を、平成25年9月30日現在の当社の総株主の議決権数（183,664個）で除した数は、9.8%となる一方、当該第三者割当による新株予約権が全数権利行使された場合には、割当予定先である富士フィルムが当社の総議決権の46.36%を保有する筆頭株主となります。富士フィルムは富士フィルムホールディングス株式会社（以下、「富士フィルムホールディングス」という。）の100%子会社であり、同じく富山化学工業株式会社は富士フィルムホールディングスの66%子会社であるため、両社を合算した総議決権は50.47%となり富士フィルムホールディングスが支配株主となります。そのため、当社の事業運営のガバナンスに影響を与える可能性があります。本件第三者割当は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当増資に該当するものと考えております。

既存株主の皆さまに大きな影響が生じることを鑑み、特に有利な金額で発行するものではありませんが、本件第三者割当の必要性および相当性について株主の皆さまに説明し、ご承認を得るべく、当社は、平成26年3月27日開催予定の臨時株主総会に普通決議として諮ることにより株主の意思確認を行います。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
富士フィルム株式会社	東京都港区西麻布2丁目 26-30	75,500	41.10	93,500	46.36
株式会社ニデック	愛知県蒲郡市拾石町前浜 34-14	21,136	11.50	21,136	10.48
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8- 11	8,514	4.63	8,514	4.22
富山化学工業株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目 2-5	8,292	4.51	8,292	4.11
株式会社LIXIL	愛知県常滑市鯉江本町5丁 目1	4,492	2.44	4,492	2.22
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目 11-3	4,421	2.40	4,421	2.19
中部飼料株式会社	愛知県知多市北浜町14-6	2,000	1.08	2,000	0.99
前田 陽子	埼玉県川越市	1,712	0.93	1,712	0.84
三井住友海上火災保険株 式会社	東京都中央区新川2丁目 27-2	1,500	0.81	1,500	0.74
ガステックサービス株式 会社	愛知県豊橋市駅前大通1丁 目55	1,500	0.81	1,500	0.74
その他 計	-	54,597	29.72	54,597	27.07

(注) 1 平成25年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年9月30日現在の発行済株式総数に、本第三者割当による新株予約権が全数行使されることを前提として新株式発行により増加する株式数(18,000株)を加えて算出した数値です。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行なうこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株予約権発行により新株予約権が全数行使された場合の議決権数は、現在の当社普通株式75,500株に係る議決権75,500個に、新株予約権行使による当社普通株式18,000株に係る議決権18,000個が加算され、当社株式の46.36%を所有することとなります。また、富士フィルムは富士フィルムホールディングスの100%子会社であり、同じく富山化学工業株式会社は富士フィルムホールディングスの66%子会社であるため、両社を合算した総議決権は50.47%となり富士フィルムホールディングスが支配株主となります。本件新株予約権発行が支配株主の異動を伴うものであるため、当社は本件新株予約権発行について、その必要性及び相当性について株主の意思確認を行うため、平成26年3月27日開催予定の当社臨時株主総会に普通決議事項として諮ることにより株主の意思確認を行います。

(2) 大規模な第三者割当を行なうことについての判断の過程

当社は、医療の質的变化をもたらすティッシュエンジニアリング（組織工学：生きた細胞を使って、本来の機能をできるだけ保持した組織・臓器を人工的に作り出す技術）をベースとし、薬事法が適用される「再生医療製品事業」と、薬事法が適用されない「研究開発支援事業」を行っております。再生医療製品事業としては、現在、自家培養表皮（製品名ジェイス）、自家培養軟骨（製品名ジャック）の製造販売および自家培養角膜上皮の開発等を進めております。各事業の進捗状況は、次の通りです。

自家培養表皮ジェイスは、平成19年10月に厚生労働省により製造販売承認され、平成21年1月に保険収載された我が国初のヒト細胞組織利用製品であり、体表面積の30%以上に亘る重症熱傷患者の治療を目的とした医療機器です。ジェイスには保険算定に関し、「施設基準」や「算定限度」等の留意事項が付与されています。当社は、主要な医療機関への販促活動に努めると同時に、重症熱傷治療におけるジェイスのより有用な使用方法について学会等を通じた啓蒙活動

を行っています。ジェイスの留意事項に関しましては、施設基準は平成22年4月、算定限度は平成24年4月にそれぞれ診療報酬改定により緩和されました。ジェイスの年度別の売上高は、平成21年3月期12百万円、22年3月期110百万円、23年3月期219百万円、24年3月期316百万円、25年3月期383百万円と増加しておりますが、適応対象となる患者数が限られること、製品の出荷前に患者が死亡する等の原因による出荷前製造中止率が高く、その負担が当社にかかることにより、採算性の低い事業となっています。当社は表皮事業の採算性確保のためジェイスの適応拡大を進めています。

自家培養軟骨ジャックは、平成24年7月に厚生労働省により製造販売承認され、25年4月に保険収載された、整形外科領域における我が国初のヒト細胞組織利用製品です。ジャックの適応対象は、膝関節における外傷性軟骨欠損症または離断性骨軟骨炎(変形性膝関節症を除く)です。ジャックの保険適用に関しましては、「施設基準」や「実施基準」等の留意事項が付与されているため、当社は現在、医療機関および実施医への研修を中心に販促活動を行っています。

自家培養角膜上皮は、前臨床試験と各種バリデーション試験の結果をまとめ、治験実施に向けて準備中です。

研究開発支援事業としては、平成17年4月より研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズの製造販売を行っており、平成25年3月期には74百万円の売上を計上いたしました。

平成25年3月期の財政状態および経営成績に関しましては、売上高563百万円、営業損失1,103百万円、経常損失1,073百万円、当期純損失1,077百万円を計上し、期末現金及び預金残高は1,607百万円となりました。平成26年3月期第3四半期におきましては、売上高677百万円、営業損失744百万円、経常損失749百万円、四半期純損失752百万円を計上し、四半期末現金及び預金残高は1,012百万円となりました。当社は、平成25年11月13日発表の「中期経営計画(修正)(平成26年3月期～平成28年3月期)(以下、「中期経営計画」という。)」におきまして、平成26年3月期当期純損失803百万円、27年3月期当期純損失520百万円を経て、28年3月期には当期純利益115百万円を計画しています。しかしながら当社が現在抱える課題として、28年3月期の黒字化の中心となる自家培養軟骨ジャックの売上に関して不安定要素が内在すること、自家培養表皮ジェイスが重症熱傷の治療を目的とすることから市場規模が限定的であることや、受注後の患者死亡が多く発生することなどが挙げられます。また、将来のリスクとして、自家培養角膜上皮の開発、承認、販売計画などが当社の想定通り進まない可能性を否定できないことが考えられます。

このように再生医療製品事業が薬事承認を必要とする時間軸の長い事業であることならびに当社の現状を鑑み、経営の安定を図るため多様な資金調達手段を検討してまいりました。当社は、短期的には財務基盤を強化し経営の安定化を図ること、中長期的な観点からは当社の成長戦略として新たな収益源を確保することが企業価値の向上、ひいては既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。今回の資金調達に際し検討した調達手段のうち、公募増資に関しましては資金調達が一時に可能となる一方、株価に対しての直接的な影響が大きいと考えられること、ライツ・オフリングに関しましては、株主の持株比率維持が可能となる反面、追加資金を必要とするため既存株主の負担になりかねないこと、また銀行借入れは、当社の信用力から今後さらに多額な調達をすることは難しいことなどから適切とは言えないと判断いたしました。本件新株予約権発行による資金調達を選択した理由といたしましては、新株予約権発行による一時金540百万円を得ることで当面の資金が確保出来ること、および当社が資金使途として考えている費用が一時に必要なとするものでないため、事業が進捗し、企業価値が向上することにより株価が上昇し、新株予約権の権利行使が促進される当スキームは妥当性、相当性があると考えたためです。さらには、権利行使も徐々に行われることにより、株式の希薄化に与えるインパクトも抑えられ株主利益を損なわないものと考えます。

当社はこれらの諸要素を総合的に判断し、割当予定先との協議を重ねた結果、今後の事業の進捗において必要とされる資金需要を充足し、開発等の事業シナジーをより発揮する手段として本件新株予約権発行による資金調達が現時点では最良の選択であると判断いたしました。

本件新株予約権発行は当社財務基盤を強化し、さらに安定した経営基盤を構築するとともに、割当予定先との連携を強め、これまで以上に事業シナジーを発揮させることを目的としています。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスク

組込情報の有価証券報告書（第15期事業年度）及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出後本有価証券届出書（以下、「本届出書」といいます。）提出日（平成26年2月14日）までの間において以下の事項が追加となっております。当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本届出書提出日現在においてもその判断に変更はありません。また、以下に記載した事項のうち将来に関する事項については、本届出書提出日現在で判断したものです。

#### (1) 支配株主の異動について

当該第三者割当による新株予約権が全数権利行使された場合には、割当予定先である富士フィルムが当社の総議決権の46.36%を保有する筆頭株主となります。富士フィルムは富士フィルムホールディングスの100%子会社であり、同じく富山化学工業株式会社は富士フィルムホールディングスの66%子会社であるため、両社を合算した総議決権は50.47%となり富士フィルムホールディングスが支配株主となります。そのため、当社の事業運営のガバナンスに影響を与える可能性があります。

### 2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第15期事業年度）の提出日以降、本届出書の提出日までの間において、下記2件の臨時報告書を提出しております（平成25年6月26日および平成26年2月6日）。

平成25年6月26日提出の臨時報告書

#### (1) [提出理由]

当社第15回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### (2) [報告内容]

当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月25日

## 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、小澤洋介、大須賀俊裕、畠賢一郎、森由紀夫、黒田享、大林正人、倉橋清隆、中村勝光、大谷正明、石川俊一郎及び石川隆利の各氏を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、小川忠彦、加藤孝浩及び藤澤章の各氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として牧原晃氏を選任する。

当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	135,628	177	0	（注）1	可決（98.1%）
第2号議案				（注）2	可決（98.1%）
小澤 洋介	135,630	172	0		可決（98.1%）
大須賀 俊裕	135,630	172	0		可決（98.1%）
畠 賢一郎	135,624	178	0		可決（98.1%）
森 由紀夫	135,624	178	0		可決（98.1%）
黒田 享	135,624	178	0		可決（98.1%）
大林 正人	135,648	154	0		可決（98.1%）
倉橋 清隆	135,282	520	0		可決（97.9%）
中村 勝光	135,581	221	0		可決（98.1%）
大谷 正明	135,303	499	0		可決（97.9%）
石川 俊一郎	135,291	511	0		可決（97.9%）
石川 隆利	135,280	522	0		可決（97.9%）
第3号議案				（注）2	
小川 忠彦	135,681	124	0		可決（98.1%）
加藤 孝浩	135,680	125	0		可決（98.1%）
藤澤 章	135,630	175	0		可決（98.1%）
第4号議案	135,314	491	0	（注）2	可決（97.9%）

（注）1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。



議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由  
事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が  
可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

平成26年2月6日提出の臨時報告書

(1) [提出理由]

当社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、  
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づ  
き、本臨時報告書を提出するものであります。

(2) [報告内容]

当該事象の発生年月日

平成25年9月30日

当該事象の内容

経済産業省および当社は、平成25年9月30日付で平成25年度再生医療等産業化促進事業について委託契約を締  
結いたしました。これにより、薬事法に準じた一連の再生医療事業実現プロセス「臨床試験」、[製造工程合理  
化]、「製造販売後の使用成績調査」、「製造販売承認品目の適応拡大」について、それぞれ個別の製品事例を  
もとに検証しております。当社は、本委託事業の実施に要した経費について、委託金の支払いを受けること  
になっております。

当該事象の損益に与える影響額

平成26年3月期の損益計算書において、上記の契約に基づき約247百万円の営業外収益を計上する見込みであり  
ます。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング

取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水上 圭祐 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅井 明紀子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第16期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年2月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月25日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

水上 圭祐

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

浅井 明紀子

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。